

営業時間短縮のお知らせ

栃木県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

時短営業を実施します。

実施期間

令和3年 月 日 ()
～9月12日 (日)

時短営業期間中の営業時間

時 分 ～ 時 分

酒類の提供はしていません。(店内持込みもできません。)

(カラオケ設備を提供している場合)

終日カラオケ設備の利用はできません。

通常 (時短前) の営業時間

時 分 ～ 時 分

店舗名